

連載 患者目線の医療安全 13

遺族から「カルテ」や「事故調査報告書」等の
開示請求があれば、必ず開示すべき理由

患者の視点で医療安全を考える連絡協議会 世話人 勝村 久司



2020年3月24日の最高裁判決

3月24日に最高裁第三小法廷が下した決定が、法医学や医事法の専門家、医療訴訟に関わる弁護士らの間で話題になっています。

内容は、「司法解剖時に撮影された写真は、民事訴訟における提出命令の対象となる」というものです。病院内での事故で死亡した患者の遺族が起こした民事訴訟において、別途、司法解剖の際の資料の提出を求めた訴訟に対する判決でした。

司法解剖は、他殺、自殺、手術中の事故などの医療関連死、原因不明死等で、犯罪の疑いがある場合に刑事訴訟法に基づいて行われます。従来、司法解剖の結果を含め、「刑事事件に係る訴訟に関する書類」は捜査等への影響等の問題から、民事訴訟における提出命令の対象外とされてきました。

しかし、札幌高裁が、司法解剖の結果の資料は、遺族が提起している民事訴訟における提出命令の対象とすべきとする判決を下し、その是非について、最高裁の判断がこのたび示されたものです。

ようやく、司法解剖の際の写真は、遺族が提起している民事訴訟に提出されるべきものと判断されましたが、その他の刑事訴訟に関する資料は対象とされませんでした。ただし、それらも本来は対象とできるような新たな立法化に向けた議論がされることが望ましい旨の補足意見が付されました。これからは、警察が保管する司法解剖の結果資料等の遺族への開示が少しずつ進んでいくでしょうし、そうなることを願っています。

また、大学の法医学教室は、司法解剖の際に作成した鑑定書などを、直接、遺族や代理人弁護士から開示請求された場合でも、それを拒否する理由はなく応じていくべきだと思います。また、病理解剖の結果も、遺族への開示は当然です。全国の医療機関では、解剖結果を遺族に開示するよう対応してほしいと思います。

遺族との情報共有は医療安全の切り札

私が、長女の医療事故で遺族として訴訟を提起した1990年代初め頃は、遺族はもちろん本人でさえ、カルテやレセプトさえ見ることはできませんでした。子が病院で予期せぬ死亡をしても、親が情報を得るためには裁判をするしか方法がなかったのです。つまり、遺族が裁判を提起しなければ、資料を元にした説明を受けることもできず、再発防止策が検討されることもありませんでした。証拠保全すれば見られる資料を遺族に見せないことが、いたずらに訴訟や不信感を増やしていたのです。証拠が開示されれば、遺族は証拠を求めて訴訟する必要がありません。病院側が過失を認め、遺族に再発防止策を提示する場合でも、病院の会議室等で話し合いができるのです。

その後、私たちが関わった市民運動によって、1997年6月に患者へのレセプト開示が実現した際は、遺族への開示にこだわり、当初から遺族も開示対象になりました。

その翌年からカルテ開示の議論が始まりましたが、現在、厚生労働省の「診療情報提供等に関する指針」にも、日本医師会の「診療情報の提供に関する指針 第2版」にも、「患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない」旨が記載されています。2019年6月5日には、大阪地裁が、「国がアスベスト被害者の労災記録を遺族に開示しなかったことは違法」という判決を下し、国が控訴せず確定しています。

20年以上前にカルテ開示の議論が始まった頃は、厚生省の検討会で「遺族に開示すると裁判が増える」という発言がありましたが、まったく逆です。遺族に開示すれば裁判は減り、そこから医療安全と信頼が高まっていくのです。